

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）変更（案）

令和 4 年 6 月 28 日

変更 令和 5 年 2 月 日

（名称）南会津町地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称				
南会津町地域内フィーダー系統確保維持計画				
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性				
<p>南会津町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に該当する過疎地域であり、少子高齢化が進む中山間地域である。平成 18 年 3 月の町村合併に伴い広域的な公共交通の体系が必要となり、交通不便地域の解消に取り組んでいる。</p> <p>また、高齢化もすすんでおり、乗合場所まで歩いていくことが困難な高齢者もいることからドアツードアの買い物や通院などの利用ニーズに配慮した移動手段の充実を図るため、荒海地域、長野地域、栗生沢地域の、デマンド交通運行を実施している。</p> <p>館岩地域デマンドタクシーについては、路線バスの減便、一部区間廃止に伴う地域住民の生活交通の足を確保するため、ドアツードアのデマンド型で運行を実施する。館岩地域内は主に地域の病院への通院のため、館岩田島地域間は大型スーパーでの買い物や総合病院への通院を主な目的としている。地域間のみ買い物支援として土曜日も運行する。</p> <p>楡沢地域デマンドタクシーは、ドアツードアのデマンド交通を望む住民が多かったこともあり、1 年間の実証運行を行った上で、路線バスや通常のタクシーとの組み合わせ、地域住民の生活交通の足としての選択肢を広げ、通院や買い物などの利用者のニーズに対応している。</p>				
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
<p>「南会津町地域公共交通網形成計画」において、「町内における生活・活動を支える「地域内交通」及び「地域間交通」の維持・充実」を目標に掲げ、令和 7 年度目標値としてデマンド交通・乗合タクシーの年間利用者数 14,000 人の現状維持を定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象システムの目標を設定する。</p> <p>（「南会津町地域公共交通網形成計画」P88、89 参照）</p> <p>※④⑤令和 3 年度実績については実証運行令和 3 年 5 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日分を記載</p> <p>※⑤のみ土曜日も運行</p> <p>※⑥の令和 5 年度目標人数については令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日分</p>				
	令和 3 年度実績	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
① 荒海地域	2,502 人	3,172 人	3,159 人	3,159 人
② 長野地域	322 人	732 人	729 人	729 人
③ 栗生沢地域	4,398 人	5,124 人	5,103 人	5,103 人
④館岩地域内	823 人	1,220 人	1,215 人	1,215 人
⑤館岩田島地域間	1,764 人	2,051 人	2,051 人	2,051 人
⑥ 楡沢地域	—	369 人	729 人	729 人
①運行日数×(13人)※ジャンボ5人×1回+小型2人×4回・待機1回				
②運行日数×(3人)※小型2人×1回+小型1人×1回・待機2回				
③運行日数×(21人)※ジャンボ5人×3回+ジャンボ2人×3回・待機0回				
④運行日数×(5人)※小型2人×2回+小型1人×1回・待機5回				
⑤運行日数×(7人)※ジャンボ3人×1回+小型2人×2回・待機1回				
⑥運行日数×(3人)※小型2人×1回+小型1人×1回・待機2回				

(2) 事業の効果

交通不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。

予約制のため利用者がある場合のみ運行するので、経費を抑えることができ、運行の効率化と利便性の向上を期待できる。

路線バスでカバーしきれない部分をデマンド交通でカバーすることができ、さらに鉄道との接続により館岩地域内のペンションなどに来る首都圏からの観光客の利用も期待できる。

路線バス運行時間との時間差を確保したことによって、行きは路線バスや通常のタクシー、帰りはデマンドなどの様々な組み合わせで、通院や買い物などの生活の足が確保できている。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

まちのお知らせ及び広報みなみあいづへ、利用の仕方や例を掲載し、便利さをアピールすることにより、利用促進につなげる。(南会津町)

各タクシー業者車両及び各乗降場所へチラシを設置し町民への周知を図る。(南会津町)

○「地域内交通の見直し」

乗降場所について、商業・医療施設及び公共施設を中心に設定し、実態に応じて随時見直ししていく。(南会津町)

○「利用促進ツールの作成」

鉄道や路線バス、デマンド交通を含めた公共交通のネットワークが一目で分かるマップの作成・町内全戸配布。(南会津町)

デマンド交通が外から見ても認識しやすいように車両マグネットを作成する。(南会津町)

○「多様な主体と連携した利用促進の展開」

デマンド交通の出前講座を定期的に開催し利用の定着を図る。(南会津町)

(「南会津町公共交通網形成計画」P74～75、85、86 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

南会津町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

会津交通株(①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、④館岩地域内、⑤館岩田島地域間
⑥桧沢地域)

田島タクシー有(①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、⑥桧沢地域)

有祇園タクシー(①荒海地域、②長野地域、③栗生沢地域、⑥桧沢地域)

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要

【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和3年6月25日 令和3年度第1回南会津町地域公共交通会議（書面開催）
令和4年度生活交通確保維持改善計画について合意
- ・ 令和3年7月30日 令和3年度第2回南会津町地域公共交通会議（書面開催）
荒海地域・長野地域デマンドタクシーまちなか指定場所追加について合意
- ・ 令和4年1月28日 令和3年度第3回南会津町地域公共交通会議
自家用有償旅客運送（南会津高校スクールバス）の更新登録について合意
令和3年度生活交通確保維持改善事業（荒海地域デマンドタクシー、長野地域デマンドタクシー、栗生沢地域デマンドタクシー）の評価について合意
松沢地域デマンドタクシー実証運行について合意
一般旅客自動車運送事業における事業用自動車の併用認可について合意
荒海地域及び長野地域デマンドタクシー区域拡大申請（居住地住所追加）について合意
館岩地域デマンドタクシー本格運行について合意
只見町公共交通（自然首都・只見号）本格運行について合意
- ・ 令和4年2月21日 令和3年度第4回南会津町地域公共交通会議（書面）
令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更について合意
- ・ 令和4年6月28日 令和4年度第1回南会津町地域公共交通会議（書面）
令和5年度生活交通確保維持改善計画について合意
- ・ 令和5年1月20日 令和4年度第2回南会津町地域公共交通会議
令和4年度生活交通確保維持改善事業（荒海・長野・栗生沢・館岩地域内・館岩田島地域間デマンドタクシー）の評価について合意
南会津町地域公共交通会議規約の改正について合意
南会津町地域公共交通会議監査委員について合意
松沢地域デマンドタクシー実証運行途中経過実績報告について合意
- ・ 令和5年2月 日 令和4年度第3回南会津町地域公共交通会議（書面）
松沢地域デマンドタクシーの本格運行について合意（予定）
令和5年度生活交通確保維持改善計画の変更について合意（予定）

21. 利用者等の意見の反映状況

- 荒海地域・・・①実証実験：令和元年6月24日～7月26日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
- 長野地域・・・①実証実験：令和元年7月29日～8月30日
②実証実験：令和2年5月11日～6月30日
③本格運行：令和2年7月1日～
- 栗生沢地域・・・①実証実験：令和2年5月11日～9月30日
②本格運行：令和2年10月1日～
- 館岩地域・・・①実証運行：令和3年5月1日～令和4年3月31日
(地域内、地域間) ②本格運行：令和4年4月1日～
- 桧沢地域・・・①実証運行：令和4年4月1日～令和5年3月31日
②本格運行：令和5年4月1日～

- ・社会福祉協議会とも連携し、高齢者訪問の際にデマンドタクシーの利用方法についての簡単なチラシを配布し説明をして利用促進を図った。今後は各地区のサロンに参加し、デマンドタクシー利用方法説明会を出前講座として行っていく。
- ・タクシー事業者との定期的な話し合いを持ち、まちなか指定場所についての利用者の意見や、ポイントカード制度の提案などを行った。今後、希望の多い指定場所の追加検討やポイントカードなどを活用し利用促進を図っていく。
- ・デマンド予約業務を3タクシー事業者当番制で行っており、電話番号転送設定により事業者事務所へ電話がつながるようになっていたため、デマンド予約の電話なのか通常のタクシー業務の電話なのか区別がつかないとの意見があった。そこでデマンド予約専用携帯電話を契約し、利用者は今までと変わらない電話番号へ発信し、事業者側は携帯電話へ繋がるため、区別がつくようになり電話対応もしやすくなった。電話対応がスムーズになることにより、利用者は電話予約が面倒ではなくなり予約しやすい環境を整えた。
- ・館岩地域での実証運行を基に、出発時間を覚えやすい時間(30分きざみ)にし、2つのエリアで出発時間がずれていたものを統一させ、2つのエリアにわかれているものの、利用者の人数や住居によっては1台で対応できるのであれば効率よく迎えに行ってもらえるような運行方法とした。また、館岩田島地域間については、利用者の声を反映させ、会津田島駅の出発時間について余裕を持たせた。結果、鉄道との接続にも余裕が生まれた。
- ・桧沢地域の実証運行を踏まえ、実際の利用者からの聞き取りや区長との協議の結果、時間や本数が定着していることがうかがえたことから、時間と本数は変えずに本格運行へ移行することとした。路線バスと通常のタクシーを組み合わせ利用している方もいることがわかったが、町で作成した利用方法を記載した冊子に、具体的な組み合わせ方法を記載し、利便性の向上を図った結果ではないかと推察される。今後も路線バスや通常のタクシー、鉄道との接続時間などを記載したチラシなどを作成し、利用促進を図っていく。

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	福島県生活環境部生活交通課
関係市区町村	南会津郡南会津町総合政策課
交通事業者・交通施設管理者等	会津乗合自動車(株)、田島タクシー(有)、会津交通(株)、(社)福島県バス協会 (社)福島県タクシー協会、南会津地方振興局、南会津警察署 南会津建設事務所
地方運輸局	東北運輸局福島運輸支局
その他協議会が必要と認める者	会津乗合自動車(株)労働組合 福島県ハイヤータクシー労働組合会津支部商工会 利用者代表等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1
(所 属)	南会津町 総合政策課
(氏 名)	主査 室井成美
(電 話)	0 2 4 1 - 6 2 - 6 2 1 0
(e-mail)	muroi-narumi@minamiaizu.org

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。